

岩手県告示第 721 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
こばやし歯科クリニック	久慈市旭町 9 地割 46 番 2	平成 19 年 9 月 14 日